

新旧対照表

【輸入申告書の添付書類の簡素合理化について（個別通達）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1. 輸入申告書の添付書類に関する基本原則</p> <p>(1) 輸入通関審査に当たっては、輸入者、通関業者等の書類の提出に伴う負担を最小限にとどめるため、原則として、関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号、以下「令」という。)第 59 条第 1 項に規定する輸入申告書、令第 60 条の第 2 項に規定する仕入書又はこれに代わる書類、令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する<u>締約国原産地証明書</u>、関税暫定措置法施行令(昭和 35 年政令第 69 号)第 27 条第 1 項に規定する<u>特惠関税原産地証明書</u>及び関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定する他法令の許可書又は承認書等、及びその他法令により提出が義務づけられている書類に基づき審査を完結するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 及び 3 (省略)</p> <p>4. 輸入申告書の添付書類がコピーの場合の取扱い</p> <p>輸入申告書の添付書類のうち、<u>締約国原産地証明書</u>、<u>特惠関税原産地証明書</u>、他法令の許可書又は承認書等、輸出許可書等、法令の趣旨からみて原本による確認を必要とする書類以外のものについては、当該書類がコピーの場合であっても、証明力に疑義がないときは、原則として、正式の書類に準ずるものとして取り扱うものとし、改めて正式の書類の提出を求めないこととして差し支えない。</p> <p>5 及び 6 (省略)</p>	<p>1. 輸入申告書の添付書類に関する基本原則</p> <p>(1) 輸入通関審査に当たっては、輸入者、通関業者等の書類の提出に伴う負担を最小限にとどめるため、原則として、関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号、以下「令」という。)第 59 条第 1 項に規定する輸入申告書、令第 60 条の第 2 項に規定する仕入書又はこれに代わる書類、<u>令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定するシンガポール協定原産地証明書</u>、<u>令第 61 条第 1 項第 3 号イに規定するメキシコ協定原産地証明書</u>、<u>令第 61 条第 1 項第 4 号イに規定するマレーシア協定原産地証明書</u>、関税暫定措置法施行令(昭和 35 年政令第 69 号)第 27 条第 1 項に規定する<u>特惠関税原産地証明書</u>及び関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定する他法令の許可書又は承認書等、及びその他法令により提出が義務づけられている書類に基づき審査を完結するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 及び 3 (省略)</p> <p>4. 輸入申告書の添付書類がコピーの場合の取扱い</p> <p>輸入申告書の添付書類のうち、<u>シンガポール協定原産地証明書</u>、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>、<u>マレーシア協定原産地証明書</u>、<u>特惠関税原産地証明書</u>、他法令の許可書又は承認書等、輸出許可書等、法令の趣旨からみて原本による確認を必要とする書類以外のものについては、当該書類がコピーの場合であっても、証明力に疑義がないときは、原則として、正式の書類に準ずるものとして取り扱うものとし、改めて正式の書類の提出を求めないこととして差し支えない。</p> <p>5 及び 6 (省略)</p>